○指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第７７号）に基づく品質管理の方法の細目

<table>
<tr><th colspan="3">制　　定　　案</th><th colspan="3">現　　行</th></tr>
<tr><td colspan="3">・振動レベル計（振動レベル計を製造する事業）

１．材料、部品等の購買（略）

２．工程管理（略）

３．完成品管理</td><td colspan="3">・振動レベル計（振動レベル計を製造する事業）

１．材料、部品等の購買（略）

２．工程管理（略）

３．完成品管理</td></tr>
<tr><td>完成品の品質</td><td>完成品検査方法</td><td>完成品保管方法</td><td>完成品の品質</td><td>完成品検査方法</td><td>完成品保管方法</td></tr>
<tr><td>１．構造

(1) 表記
①振動レベル計の本体
②振動ピックアップ

(2) 振動ピックアップ
(3) 信号処理器
①周波数重み付け特性
②時間重み付け特性
③直線動作範囲

(4) 表示装置
(5) 過負荷指示器</td><td>（略）

１．左記の品質を確保するために必要な検査方法及び検査頻度を具体的に規定していること。なお、(15)①については全数特定計量器検定検査規則どおり自工場（事業場）で検査を行っていること。</td><td>（略）</td><td>１．構造

(1) 表記
①振動レベル計の本体
②振動ピックアップ

(2) 振動ピックアップ
(3) 周波数重み付け特性

(4) 時間重み付け特性
(5) 表示機構
①分解能</td><td>（略）

１．左記の品質を確保するために必要な検査方法及び検査頻度を具体的に規定していること。なお、(12)①については全数特定計量器検定検査規則どおり自工場（事業場）で検査を行っていること。</td><td>（略）</td></tr>
</table>

(6) アンダーレンジ指示器
(7) レベルレンジ切換器
(8) 計時機能

(9) 電源電圧
(10) 最大値の保持

(11) 時間平均振動レベル測定機能

(12) 入出力端子

(13) 周波数範囲

(14) 振動特性
①周波数重み付け特性
②横感度
(15) 電気的特性
①レベル直線性偏差
②自己雑音
③電源投入後の安定性
④アナログ出力端子
(16) 指示特性
(17) 時間重み付け特性
①立上り特性

②過負荷表示
(6) 電源電圧
(7) 最大値の保持
(8) 時間平均振動レベル測定機能
(9) 周波数範囲
(10) 環境条件
①使用温度範囲
②使用湿度範囲
(11) 振動特性
①周波数重み付け特性
②横感度
(12) 電気的特性
①レベル直線性誤差
②自己雑音
③電源投入後の安定性
④アナログ出力端子
(13) 指示特性

(14) 時間重み付け特性
①立上り特性
②立下り特性
(15) 時間平均振動レベル特性
①繰返しバースト信号応答
②単発バースト信号応答

②立下り特性 (18) 時間平均振動レベル特性 ①繰返しトーンバースト応答 ②単発トーンバースト応答 (19) 初期安定化時間 (20) 使用温度範囲 (21) 使用湿度範囲 (22) 静電気放電 (23) 電源周波数磁界及び無線周波電磁界 2．器差	(略)	2．器差	(略)
備考（略）		備考（略）	
4．製造設備及び検査設備		4．製造設備及び検査設備	
設　備　名	管理方法	設　備　名	管理方法
1．（略） 2．検査設備 (1)～(7)（略） ㊥ (8) 静電気放電試験装置 ㊥ (9)電源周波数磁界イ	(略)	1．（略） 2．検査設備 (1)～(7)（略）	(略)

ミュニティ試験装置 ㊥(10)無線周波電磁界イミュニティ試験装置 ㊥(11) 無線周波コモンモード試験装置 ㊥(12) 電源ファストトランジェント試験装置 ㊥(13) 電圧ディップ／短時間停電試験装置 ㊥(14) 電圧サージ試験装置			
備考（略）		備考（略）	
５．実地検査　（略）		５．実地検査　（略）	
６．附則 ６．１　この細目は、令和８年２月２日から施行する。 ６．２　平成２７年４月１日に制定した事業の区分「振動レベル計（振動レベル計を製造する事業）」に係る指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第７７号）に基づく品質管理の方法の細目は、令和８年２月１日限りで廃止する。		６．附則 ６．１ この細目は、平成２７年１１月１日から施行する。 ６．２ 平成８年４月１日に制定した事業の区分「振動レベル計（振動レベル計を製造する事業）」に係る指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第 ７７号）に基づく品質管理の方法の細目は、平成２７年１０月３１日限りで廃止する。	

	６．３ 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成２７年経済産業省令第３４号）附則第４条の適用を受け計量法（平成４年法律第５１号）第７６条第１項、第８１条第１項又は第８９条第１項の承認（以下「型式の承認」という。）を受けた型式及び平成２７年１１月１日前に型式の承認を受けた型式に属する特定計量器に係る品質管理の方法の基準の細目については、平成２８年１０月３１日までは、なお従前の例による。